

開発行為協議書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2の規定により，開発行為について協議します。

令和 年 月 日

倉敷市長様

協議者 住所

氏名又は
名称

印

(電話)

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	m ²
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	(電話)
	5 工事着手予定年月日	令和 年 月 日 (協議成立日から か月以内)
	6 工事完了予定年月日	令和 年 月 日 (協議成立日から か月以内)
	7 自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別	自己の居住 自己の業務 その他
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	都市計画法第34条第 号 該当 (該当項目)
	9 その他の必要な事項	
※ 受付年月日	令和 年 月 日 第 号 (登録番号 協倉第 一 号)	
※ 協議成立に付した条件	別紙のとおり	
※ 協議成立番号	令和 年 月 日 開第 号	

- (注) 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては，本協議が成立することにより，同法第11条の宅地造成に関する工事の協議が不要となります。
- 2 ※印欄は記入しないで下さい。
- 3 「予定建築物の用途」の欄には，住宅，共同住宅，店舗，工場等を具体的に記入して下さい。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄には，申請に係る開発行為が市街化調整区域において行われる場合に記入して下さい。
- 5 「その他の必要な事項」の欄には，開発行為を行うことについて，農地法その他の法令による許可，認可等を要する場合には，その手続きの状況を記入して下さい。
- 6 「7」欄は，該当するものを○で囲んで下さい。